

平成二十年五月十九日提出
質問第四〇〇号

年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問主意書

年金をはじめとする社会保障は、国家存立の基盤でもある。現在、その信頼が失われており、一刻も早く信頼を回復するためには実態解明が欠かせない。以下、真摯に実態を明らかにするよう要望する。

一 平成十八年八月二十一日より実施されている年金記録相談の特別強化体制の取り組み以降現在までと、五〇〇〇万件の年金記録の名寄せ作業終了後現在までの二つの期間において、年金記録の不備が見つかったにもかかわらず、再裁定されていない記録の件数と対象人数を、ご教示願いたい。

二 平成十八年八月二十一日より実施されている年金記録相談の特別強化体制の取り組み以降現在までと、五〇〇〇万件の年金記録の名寄せ作業終了後現在までの二つの期間において、年金記録の不備を訂正し、再裁定された記録の件数と対象人数、及び、再裁定された記録のうち受給者の記録の件数と人数を、ご教示願いたい。

また、受給者のうち、実際に失われた年金が振り込まれた方の人数を、ご教示願いたい。

三 平成十八年八月二十一日より実施されている年金記録相談の特別強化体制の取り組み以降現在までと、五〇〇〇万件の年金記録の名寄せ作業終了後現在までの二つの期間において、年金記録の不備が見つかつ

た方のうち、ご本人が初めて社会保険庁に記録訂正の相談をしてから再裁定までにかかる平均処理期間、最短処理期間、最長処理期間、政府として考えている標準処理期間を、ご教示願いたい。

四 平成十八年八月二十一日より実施されている年金記録相談の特別強化体制の取り組み以降現在までと、

五〇〇〇万件の年金記録の名寄せ作業終了後現在までの二つの期間において、受給者で年金記録の不備が見つかった方のうち、年金記録の訂正をした再裁定後、訂正後の年金記録に基づく、実際の支給額が振り込まれるまでにかかる平均処理期間、最短処理期間、最長処理期間、政府として考えている標準処理期間を、ご教示願いたい。

五 年金記録の事務処理の迅速化について、今後、新たに実施を予定している対応策はあるか。対応策の内容と実施時期を、対応策ごとに、具体的に、ご教示願いたい。対応策が無い場合は対応策が無くてもよいとする理由をご教示願いたい。

右質問する。